

台風15号による住家被害等に対する災害見舞金の交付について

令和4年9月23～24日にかけての台風15号で被災された方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

島田市は、台風等災害に遭われた世帯を対象に、災害見舞金を交付します。

1. 交付対象

本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録された方で、台風15号により住家に被害を受けた世帯主

2. 見舞金の金額

| 被害の程度 | 金額 | 件数(※) |
|-------------------|-----|-------|
| 住居の全壊 | 5万円 | — |
| 住居の半壊 | 3万円 | — |
| 住居の一部損壊 | 2万円 | 3件 |
| 住居の床上浸水(土砂等の流入含む) | 2万円 | 55件 |
| 住居の床下浸水(土砂等の流入含む) | 1万円 | 127件 |

※令和4年10月3日現在の被害報告による件数(今後の調査結果により、被害程度に変動の可能性あり)

3. 交付案内

り災証明書の交付申請をされた方については、市が被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき、り災証明書を交付します。

見舞金の交付は、本調査による被害の程度により判断し、対象となる世帯の世帯主宛てに見舞金の交付をご案内します。

※見舞金の交付には、り災証明書交付申請が必要ですので、お早めに福祉課へご相談ください。

4. 問い合わせ

島田市役所 福祉課(本庁舎1階)

電話: 0547-36-7407